

企業等の新たな立地・設備等投資と雇用拡大を支援します。

～ 甲賀市固定資産税特別措置条例の概要 ～

1 目的

固定資産税の特別措置により、市内における企業等の新たな立地・設備等投資を支援して、産業の振興と雇用機会の拡大を図り、将来にわたる地域経済の発展と市民生活の安定向上につなげることを目的としています。

2 特別措置の内容

- 新たに投資した対象施設の固定資産税の税率 0.7／100 (通常の税率の1/2)
- 条件を満たした年の翌年度から3年間適用
- 対象施設に係る賦課期日（1月1日）から3年経過後も条件を満たさない場合は特別措置の対象外

3 特別措置の対象事業（業種）（日本標準産業分類による）

- 製造業
- 情報通信業のうち情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
- 運輸業のうち道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業

4 主な条件

対象企業等	新たな投下固定資産額※2	増加常用雇用者数※3
中小企業者	1億円以上	5人以上
中小企業者以外の企業等	10億円以上	15人以上

※1 対象施設 企業等が新設・拡充した家屋及び償却資産（土地は対象外）

※2 投下固定資産額 対象施設の新設・拡充に必要な取得価格の合計額

※3 常用雇用者 事業者が直接雇用する者で雇用保険及び社会保険の被保険者資格を有し、期間の定めなく雇用する者

（参考）判定の考え方

（1）常用雇用者数

常用雇用者数の判定は、課税の年度毎に行うものとし、対象施設が事業の用に供される前年の1月1日時点の人員と特別措置を受けようとする各年の1月1日時点の人員とを比較して判定します。

（2）投下固定資産額の通算

継続性のある複数年の設備投資については、投下固定資産額を通算できるものとします。

5 特別措置（不均一課税）の決定

申請書の内容の審査及び必要な調査を行い、可否を決定するものとします。

6 特別措置（不均一課税）の取消し

条件を満たさなくなった場合や不正行為等があった場合は特別措置（不均一課税）の全部又は一部を取り消し、特別措置（不均一課税）の対象であった固定資産税は、甲賀市税条例第62条の規定により賦課するものとします。（税率1.4／100）

7 企業等の責務

特別措置（不均一課税）の適用を受けることとなった企業等は、市内に住所を有する者を雇用するよう努めなければならないものとします。

8 施行日等

平成26年4月1日から施行し、平成25年1月2日以後に新設等が完了し、かつ、事業を開始したものから適用するものです。

【お問い合わせ】 甲賀市 産業経済部 商工労政課

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 電話 0748-69-2187 FAX 0748-63-4087